

社援発0402第1号
令和6年4月2日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」の一部改正について（通知）

医療支援給付については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」（平成20年3月31日付け社援発第0331009号厚生労働省社会・援護局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 診療報酬の審査及び支払 1・2 (略) 3 審査及び決定に関する注意事項 (1)～(3) (略) (4) 支援法関係の診療報酬明細書の審査の際、社会保険診療報酬支払基金法第18条の規定に基づく診療担当者の出頭による審査を積極的に活用するよう、審査委員会に対し十分連絡要請すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 ・ 第 6 (略)</p> <p>別紙第 1 号～別紙第 3 号の 4 (略)</p>	<p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 診療報酬の審査及び支払 1・2 (略) 3 審査及び決定に関する注意事項 (1)～(3) (略) (4) 支援法関係の診療報酬明細書の審査の際、社会保険診療報酬支払基金法第14条の3の規定に基づく診療担当者の出頭による審査を積極的に活用するよう、審査委員会に対し十分連絡要請すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 ・ 第 6 (略)</p> <p>別紙第 1 号～別紙第 3 号の 4 (略)</p>